

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	30		府省庁名	経済産業省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）				
要望 項目名	申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備				
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずる。</p>				
[関係条文]	[-]				
減収 見込額	[初年度]	-	(-)	[平年度]	(-)
	[改正増減収額]	-			(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずることで、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化等を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 骨太の方針等にも記載のとおり、行政のデジタル化の着実な推進が求められていることから、行政手続の1つである税務手続に関しても一層のデジタル化が必要である。</p>				
本要望に 対応する 縮減案	-				

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定） 第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (略) (2) グリーントランスフォーメーション(GX)、デジタルトランスフォーメーション(DX)等の加速 (デジタルトランスフォーメーション(DX)、AIへの対応) 我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、重点計画38に基づき、デジタル3原則39等を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進する。 (略) マイナポータルの利便性向上に加えて、個人や法人の税務・社会保障を始めとする各種手続の負担軽減に向けた取組を進めるとともに、デジタル技術の導入により、社会保障給付に要する事務コストを効率化し、行政機関間の情報連携を推進する。</p>
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—